

テーマ：画面デザインに対する法的保護について

現行意匠法による画面デザインの保護

- (1) 画面デザインは、現行の知的財産権法上平成 18 年改正意匠法 2 条 1 項により、意匠として登録することが可能である。しかし、意匠とは、「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。」とされており、機器の表示部に表示されるデザインについては、当該機器との一体不可分であることが前提条件となる（一体性要件）。
- (2) 具体的なガイドラインについては、平成 23 年に特許庁から「画面デザインの登録要件の明確化について」が公表されており、一定の範囲で画面デザインの登録が可能となったが、①その物品の成立性に照らして不可欠であること、②その物品自体の表示機能により表示されていること、③図形等が変化する場合には、物品の同一機能のための画像であること、が必要であり、使用感向上のための画面の遷移は要件を満たさない。

画面デザイン保護拡充の方向性

- (a) 以上のような基準からすると、我が国においては、OS 画像、ゲームを含むソフトの画像、ウェブページの画像、壁紙などは保護の対象外となるが、アメリカ、EC 及び韓国などでは、一定の要件の下にこれらの画面デザインについても、知的財産権としての保護が与えられている。
- (b) このような我が国における画面デザインの保護の拡充については、特許庁の「産業構造審議会知的財産政策部会意匠小委員会」において検討が加えられているが、一方で保護の大幅な拡充を望む意見があるほか、一体性要件の削除には懐疑的な意見も寄せられている。

画面デザイン保護に関する問題点

以上のように、画面デザインの保護についての要件緩和について、反対意見も生じているのは、結局保護要件の緩和が我が国の知的財産権の強化につながらない、との認識に基づくものと思われるが、国際的な潮流としては、画面デザインの法的保護を強化する方向は不可避であり、将来的には、企業のウェブページ（HP）などが侵害物件として警告を受ける可能性も否定できない。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.14 は、「無効となった遺言の効力」（14S5）の予定（2014/6 発行予定）としております。

以上